

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 25 日

各都道府県薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における
自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について

標記について、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）薬務主管課宛てに事務連絡を発出しましたので、御了知の上、貴管下の関係者へ周知いただくとともに、本事業による支援が全国的に円滑な運用されるよう、公益社団法人日本薬剤師会と連携しながら事業を実施いただくようお願いいたします。

事務連絡
令和4年2月25日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における 自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について

電話や情報通信機器による服薬指導等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）に従って実施されているところですが、令和3年度補正予算において「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業」（以下「支援事業」という。）を実施することとしましたので、下記について御了知の上、貴管下の薬局・関係団体に周知いただくようお願いします。

また、薬局における電話や情報通信機器による服薬指導等の実施状況を定期的に把握し、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に基づき実施される検証のために必要な情報を収集するため、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況について、支援事業の補助対象とならないものも含め、各都道府県薬剤師会に報告するよう、貴管下の薬局に周知いただくようお願いします。

記

1. 事業実施団体

支援事業の実施団体は都道府県薬剤師会であり、薬局は、所在地の各都道府県薬剤師会が実施する事業において必要な手続等を行うこと。

2. 事業内容

支援事業においては、以下の事項を実施することとするが、電話や情報通信機器による服薬指導等を実施する薬局においては、今後、各都道府県薬剤師会のホームページ等で示される必要な手続や報告のための様式等に従い申請等を行うこと。

(1) 配送料等の支援

配送料等の支援は、「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の実施について」（令和4年2月24日付け薬生発 0224 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）別紙「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業実施要綱」等に基づき実施されるものであること。

(2) 電話や情報通信機器による服薬指導等の対応の検証のために必要な情報の報告

支援事業において、薬局における電話や情報通信機器による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況を定期的に把握し、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に基づき実施される検証のために必要な情報を収集するため、薬局においては、支援事業の補助対象とならないものも含め、電話や情報通信機器による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施内容について、今後、各都道府県薬剤師会のホームページ等で示される報告様式・期日等に従い、各都道府県薬剤師会に毎月報告すること（※処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている処方箋に基づき実施した場合も含む）。なお、報告で用いる様式については、効率的に集計を行うため、別添の様式を用いること（各都道府県薬剤師会において指定された様式を用いることを妨げるものではない）。

（参考）4月10日事務連絡（抜粋）

5. 本事務連絡による対応期間内の検証

本事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間とし、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。その際、各都道府県においては、各都道府県単位で設置された新型コロナウイルス感染症に係る対策協議会等において、上記1（5）に基づき報告された実施状況も踏まえ、本事務連絡による対応の実績や地域との連携状況についての評価を行うこと。なお、評価に当たっては、医務主管課及び薬務主管課等の関係部署が連携しながら対応すること。

3. 支援の対象

支援の対象は、以下の事務連絡等の取扱いに従って実施された、新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者（以下、「自宅療養等の患者」という。）に対する電話や情報通信機器による服薬指導等に伴い発生した患者宅等への薬剤の配送料、薬局の従事者（薬剤師を除く。）が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費であること。なお、支援の対象は、処方箋発行日にかかわらず、令和4年3月1日以降に行った薬剤の配送等に係る費用であること。

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル（第5版）」（令和2年4月23日（令和3年2月12日改訂））

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第5版）」（令和2年5月1日（令和3年2月12日改訂））
- ・4月10日事務連絡
- ・歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

4. 留意事項

「薬局における薬剤交付支援事業の実施について」（令和2年4月23日付け薬生発0423第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づき実施されている「薬局における薬剤交付支援事業」では自宅療養等の患者以外の患者宅等への配送料等（配送業者を利用した場合は配送費、薬局の従事者が患者宅等に届けた場合は交通費及び人件費）も対象としているが、支援事業による配送料等の補助対象は自宅療養等の患者の患者宅等への配送料等（配送業者を利用した場合は配送費、薬局の従事者（薬剤師を除く。）が患者宅等に届けた場合は交通費）であることに留意すること。